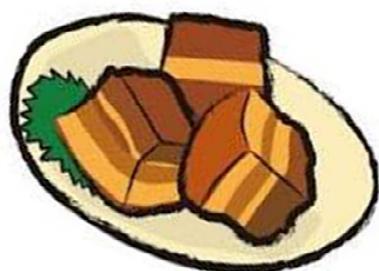


第3次 宮古島市食育推進計画

宮古（みゃ〜く）食育プラン



令和6年3月

宮古島市



第3次宮古島市食育推進計画 目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. SDGsとの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 計画期間及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

第2章 宮古島の概況

1. 宮古島の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
2. 人口動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
3. 産業別就業者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
4. 農業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
5. 健康に関する状況（市の平均寿命）・・・・・・・・・・・・ P 11
6. 健康に関する状況（死亡死因）・・・・・・・・・・・・ P 12

第3章 施策の展開

1. 健康を支える食育の推進
 - 1-1 家庭や学校、保育所等における食育の推進・・・・ P 14
 - 1-2 生活習慣病の予防・改善のための食の知識の普及・ P 19
2. 持続可能な食を支える環境づくり
 - 2-1 宮古島産農畜水産物の地産地消の推進・・・・・・・・ P 21
 - 2-2 地域と連携した食育の推進（子ども食堂・食品ロス）・ P 24
 - 2-3 食文化の伝承による食育の推進・・・・・・・・・・・・ P 26
 - 2-4 市民ボランティアの育成・確保・・・・・・・・・・・・ P 27

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

食育基本法が平成 17 年に制定され、同法第 18 条第 1 項に基づき、本市においても平成 23 年 3 月に「宮古島市食育推進計画～宮古（みゃーく）食育プラン」を策定し、第 2 次にわたって食育の推進に取り組んできました。

この間、ライフスタイルの多様化による食生活の変化や、近年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、市民の生活意識、行動に大きな影響を与えています。また、社会情勢の変化としては、ロシアによるウクライナ侵攻等により、食糧安全保障上のリスクが高まり、食糧自給力の構成要素である農地、農業者等を確保していくことの重要性が一段と増しています。

国が示す食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることとされ、食育を推進することが求められるとされています。また、食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報、適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要と示されています。

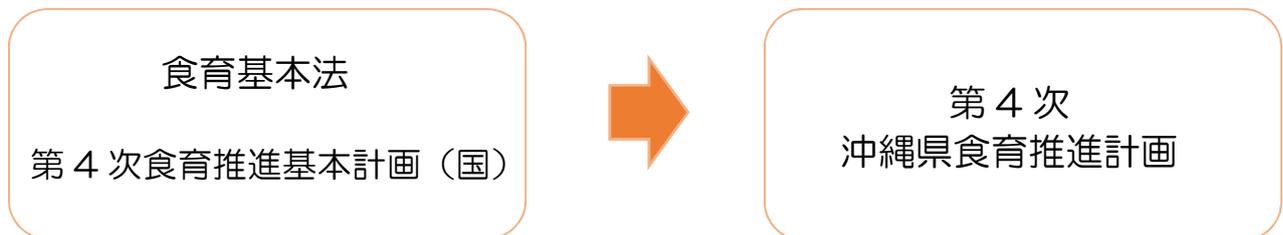
まさに「食」は、生活習慣の主要部分を占めるものであり、適切な食習慣を形成することは重要となります。市民一人一人が食に対する意識を高め、栄養バランスに配慮した食生活を推進することが求められます。

これまで、2 次にわたって食育推進計画を策定し取り組みを進めてきましたが、本市を取り巻く食育への現状、課題を踏まえながら、それぞれの課題に対応した指標を設定し、更なる食育の推進に向けた第 3 次宮古島市食育推進計画をここに策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第2次計画に引き続き、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定します。

本市の食育に関する各種関連計画との連携を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。



3. SDGs との関連

SDGsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで国連加盟国の合意によって決められた2030年を達成の期限とする国際目標です。SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残されないことを誓っています。

食育計画においてもSDGsの5つの目標が関連すると捉えており、本計画で取り組む施策においてアイコンを表示し関連性を示すものとします。

| 17の目標のうち、食育計画に関連する目標 | | | |
|---|--|--|--|
|  | <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> |  | <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> |
|  | <p>飢餓に終止符を打ち、食糧の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p> |  | <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |
|  | <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> |  | <p>SDGs カラーホイール</p> |
|  | <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> | | |

4. 計画期間及び進捗管理

ア. 計画期間

本計画の推進は、令和6年度から令和10年度までの5カ年計画とし、最終年度を計画の目標達成年度とします。

ただし、宮古島市総合計画や関連する計画に大幅な変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



イ. 進捗管理及び評価

目標の実現に向けて、指標を設定している事項は毎年度取り組み状況を検証して計画の進行管理を行います。

数値化して捉えることが難しい事項については、年度毎に取り組み状況の取りまとめをもって評価に変えます。

第2章 宮古島の概況

1. 宮古島の概要

本市は北東から南西へ弓状に連なる琉球弧にあって、沖縄本島（那覇）の南西約 290km、石垣島の東北東約 125km の距離にあります。

高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は 24.2℃、年平均湿度は約 79%、年平均降水量は約 2,505mm で、1 年を通して寒暖差が少ない穏やかな気候となっています。

平成 17 年 10 月 1 日、旧 5 市町村（平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町）の合併により宮古島市が誕生しています。

本市の魅力は豊かな自然環境となっており、市民はもとより、多くの観光客がその雄大さに魅了されています。美しい自然や独特な文化を生かしたイベント等も実施されており、全日本トライアスロン宮古島大会は、世界各国から多くのアスリートが参加するスポーツイベントとなっています。

また、無形文化遺産に登録されている「パーントゥ」などをはじめ、多くの地域で魅力ある伝統芸能や催事を有しています。伝統工芸である「宮古上布」は国の重要無形文化財に指定されています。



◆与那覇前浜



◆伊良部大橋



◆島尻のパーントゥ

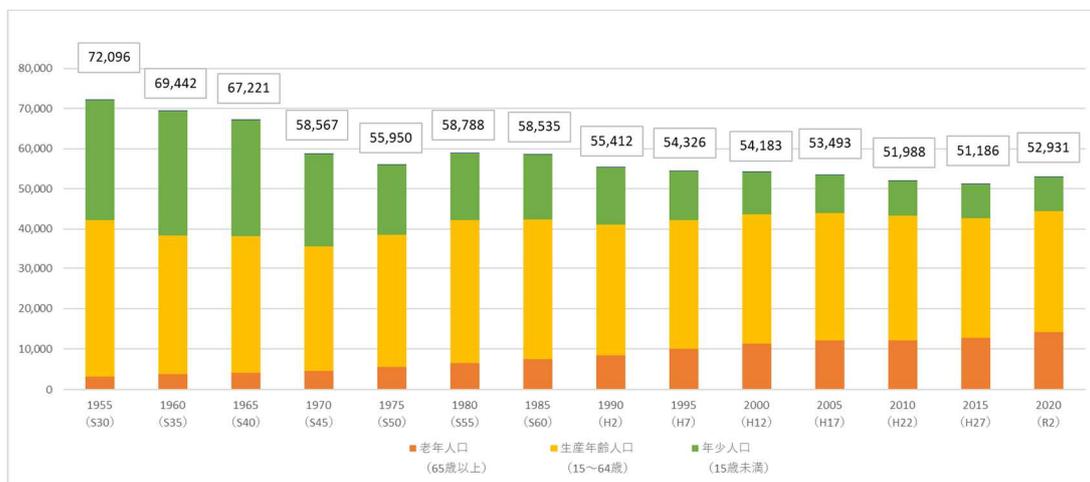


◆宮古上布など使用した特産品

2. 人口動向

令和2年の国勢調査による宮古島市の人口は、2020（令和2）年で52,931人となっており、前回調査時の2015（平成27）年の51,186人に比べ増加しています。

年齢別人口構成を見ると、近年、老年人口（65歳以上）が増加しており、2000（平成12）年には年少人口（0～14歳）の割合を上回るなど、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会の到来が予想されます。



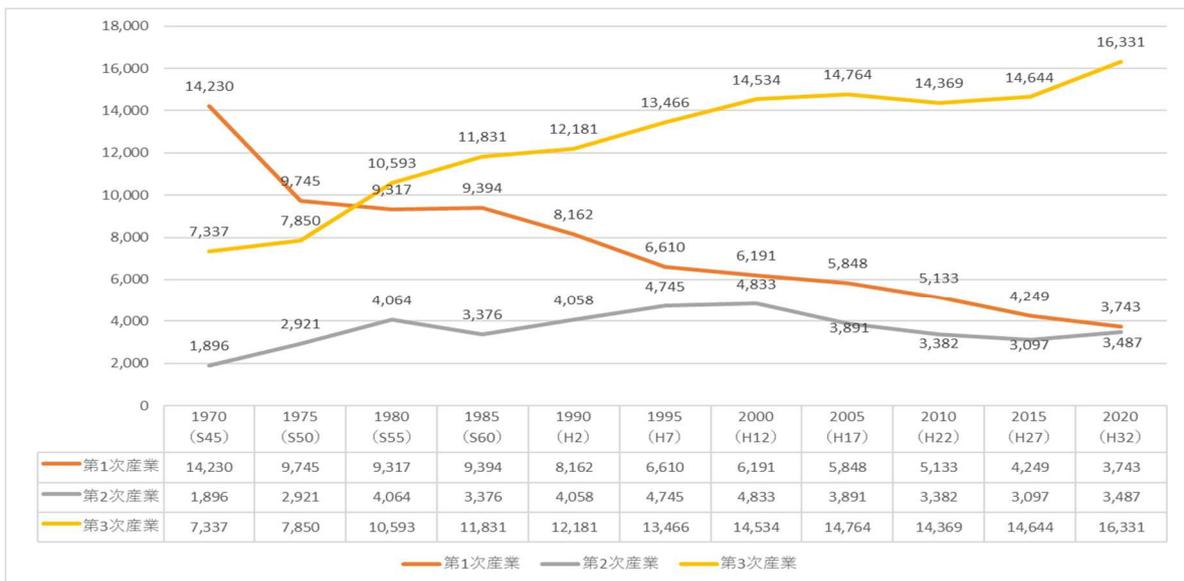
| 単位：人 | 1955 (S30) | 1960 (S35) | 1965 (S40) | 1970 (S45) | 1975 (S50) | 1980 (S55) | 1985 (S60) | 1990 (H2) | 1995 (H7) | 2000 (H12) | 2005 (H17) | 2010 (H22) | 2015 (H27) | 2020 (R2) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 老年人口 (65歳以上) | 3,136 | 3,763 | 4,217 | 4,674 | 5,620 | 6,549 | 7,449 | 8,482 | 10,030 | 11,394 | 12,200 | 12,073 | 12,770 | 14,273 |
| | 4.3% | 5.4% | 6.3% | 8.0% | 10.0% | 11.1% | 12.7% | 15.3% | 18.5% | 21.0% | 22.8% | 23.2% | 24.9% | 27.0% |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 39,129 | 34,682 | 33,965 | 30,930 | 32,869 | 35,744 | 34,963 | 32,658 | 32,150 | 32,344 | 31,798 | 31,230 | 29,967 | 30,247 |
| | 54.3% | 49.9% | 50.5% | 52.7% | 58.7% | 60.8% | 59.7% | 58.9% | 59.2% | 59.7% | 59.4% | 60.1% | 58.5% | 57.1% |
| 年少人口 (15歳未満) | 29,831 | 30,997 | 29,039 | 23,063 | 17,461 | 16,495 | 16,123 | 14,272 | 12,146 | 10,445 | 9,495 | 8,685 | 8,449 | 8,411 |
| | 41.4% | 44.6% | 43.2% | 39.3% | 31.2% | 28.1% | 27.5% | 25.8% | 22.4% | 19.3% | 17.7% | 16.7% | 16.5% | 15.9% |

資料：国勢調査

：第2期宮古島市人口ビジョン

3. 産業別就業者数の状況

令和2年の国勢調査による本市の産業別就業者数は、第1次産業で3,743人（15.3%）、第2次産業で3,487人（14.3%）、第3次産業で16,331人（66.9%）となっています。本市は、沖縄県内でも多くの耕地面積を有していることから、県内他地域と比較して第1次産業に占める割合が高い事が特徴となっていますが、第1次産業就業者は減少傾向となっており、第3次産業の増加が顕著に表れています。

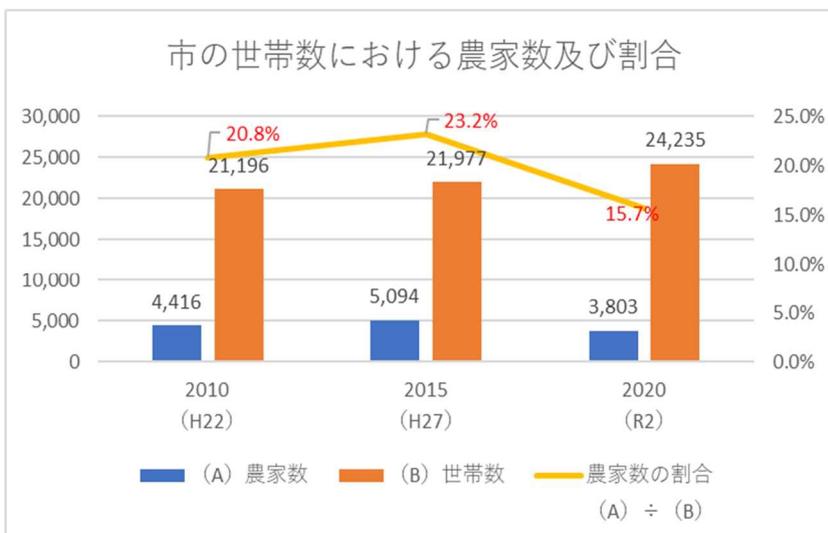


| 年次 | | 1970 (S45) | 1975 (S50) | 1980 (S55) | 1985 (S60) | 1990 (H2) | 1995 (H7) | 2000 (H12) | 2005 (H17) | 2010 (H22) | 2015 (H27) | 2020 (H32) |
|-------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 男 | 12,695 | 13,136 | 15,157 | 14,850 | 14,586 | 15,013 | 15,102 | 14,166 | 13,845 | 13,127 | 13,742 |
| | 女 | 10,769 | 7,465 | 8,832 | 9,786 | 9,825 | 9,826 | 10,518 | 10,507 | 10,184 | 10,170 | 10,665 |
| | 計 | 23,464 | 20,601 | 23,989 | 24,636 | 24,411 | 24,839 | 25,620 | 24,673 | 24,029 | 23,297 | 24,407 |
| 第1次産業 | 男 | 7,398 | 6,190 | 5,688 | 5,679 | 4,860 | 4,207 | 3,893 | 3,863 | 3,689 | 3,035 | 2,710 |
| | 女 | 6,832 | 3,555 | 3,629 | 3,715 | 3,302 | 2,403 | 2,298 | 1,985 | 1,444 | 1,214 | 1,033 |
| | 構成比 | 60.6% | 47.3% | 38.8% | 38.1% | 33.4% | 26.6% | 24.2% | 23.7% | 21.4% | 18.2% | 15.3% |
| | 計 | 14,230 | 9,745 | 9,317 | 9,394 | 8,162 | 6,610 | 6,191 | 5,848 | 5,133 | 4,249 | 3,743 |
| 第2次産業 | 男 | 1,430 | 2,503 | 3,631 | 2,879 | 3,411 | 3,945 | 4,027 | 3,060 | 2,655 | 2,453 | 2,699 |
| | 女 | 466 | 418 | 433 | 497 | 647 | 800 | 806 | 831 | 727 | 644 | 788 |
| | 構成比 | 8.1% | 14.2% | 16.9% | 13.7% | 16.6% | 19.1% | 18.9% | 15.8% | 14.1% | 13.3% | 14.3% |
| | 計 | 1,896 | 2,921 | 4,064 | 3,376 | 4,058 | 4,745 | 4,833 | 3,891 | 3,382 | 3,097 | 3,487 |
| 第3次産業 | 男 | 3,867 | 4,398 | 5,831 | 6,278 | 6,310 | 6,849 | 7,146 | 7,144 | 6,854 | 6,891 | 7,855 |
| | 女 | 3,470 | 3,452 | 4,762 | 5,553 | 5,871 | 6,617 | 7,388 | 7,620 | 7,515 | 7,753 | 8,476 |
| | 構成比 | 31.3% | 38.1% | 44.2% | 48.0% | 49.9% | 54.2% | 56.7% | 59.8% | 59.8% | 62.9% | 66.9% |
| | 計 | 7,337 | 7,850 | 10,593 | 11,831 | 12,181 | 13,466 | 14,534 | 14,764 | 14,369 | 14,644 | 16,331 |

4. 農業の状況

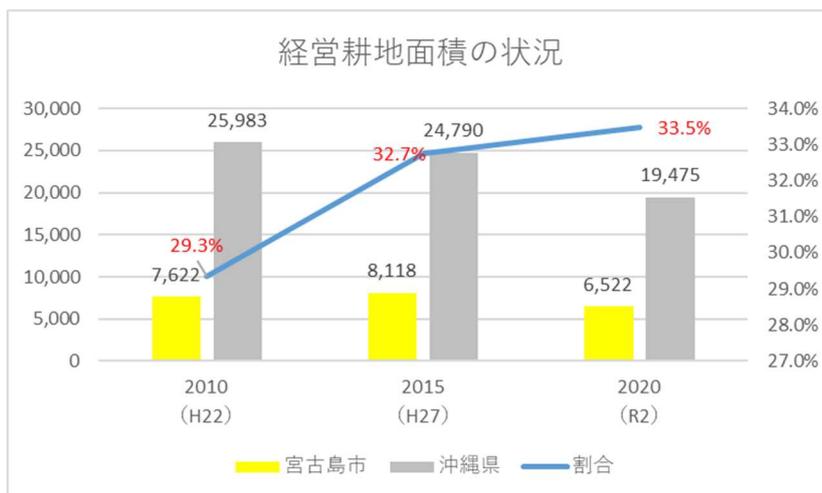
農林業センサスにおける2020（R2）年の農家戸数は3,803戸となり、2015（H27）年の5,094戸と比較すると農家戸数は減少しています。

本市の人口は2015（H27）年の51,186人と2020（R2）年の52,931人を比較すると横ばいとなっており、市全体の世帯数は増傾向となっていることを踏まえると、農家戸数の減少は顕著に表れているものと考えられます。



経営耕地面積については、2020（令和2）年で6,522haとなり、2015（H27）年の8,118haと比較すると農家戸数同様に減少しています。

市の耕地面積は県全体の約30%となっています。



資料：農林業センサス

宮古島市拠点産地認定品目

本市の農業は、基幹作物であるさとうきびを中心に、肉用牛・葉たばこ・野菜・果樹等の生産が多様に展開されています。

その中で、「ゴーヤー」「かぼちゃ」「とうがん」「マンゴー」「肉用牛（子牛・肥育）」「オクラ」「さやいんげん」「かんしょ」が、沖縄県の農林水産戦略品目として認定を受けています。

宮古圏域拠点産地認定品目



宮古島市：ゴーヤー
平成19年2月8日認定



宮古島市：かぼちゃ
平成19年2月8日認定



宮古島市：とうがん
平成19年2月8日認定



宮古島市：マンゴー
平成21年3月26日認定



肉用牛(子牛)
宮古島市：平成21年7月22日認定
多良間村：平成24年11月17日認定
肉用牛(肥育)
宮古島市：平成23年4月8日認定



宮古島市：オクラ
平成25年4月26日認定



さやいんげん
(宮古島市：平成31年1月23)



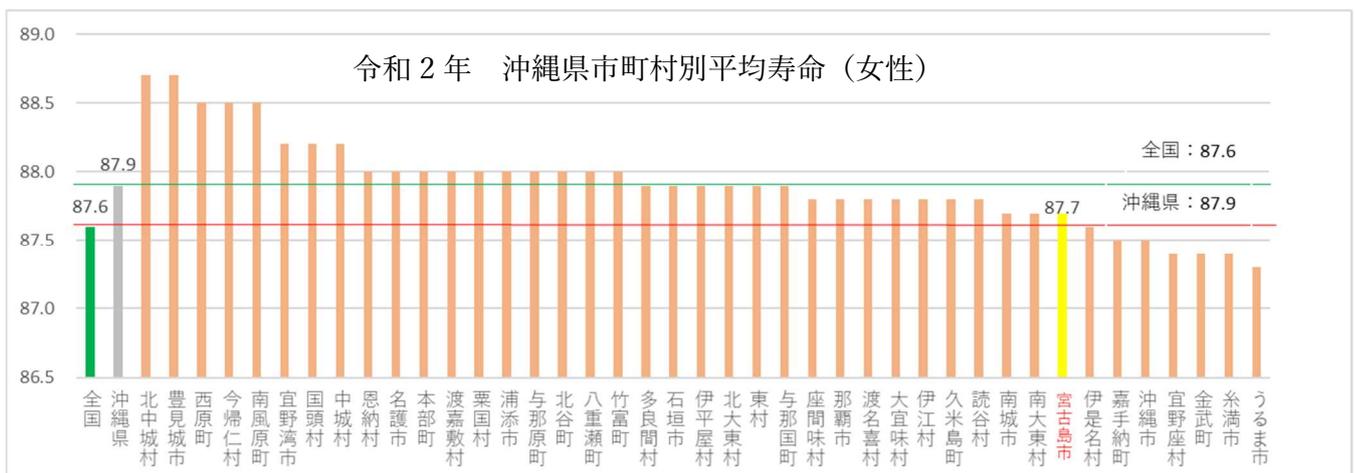
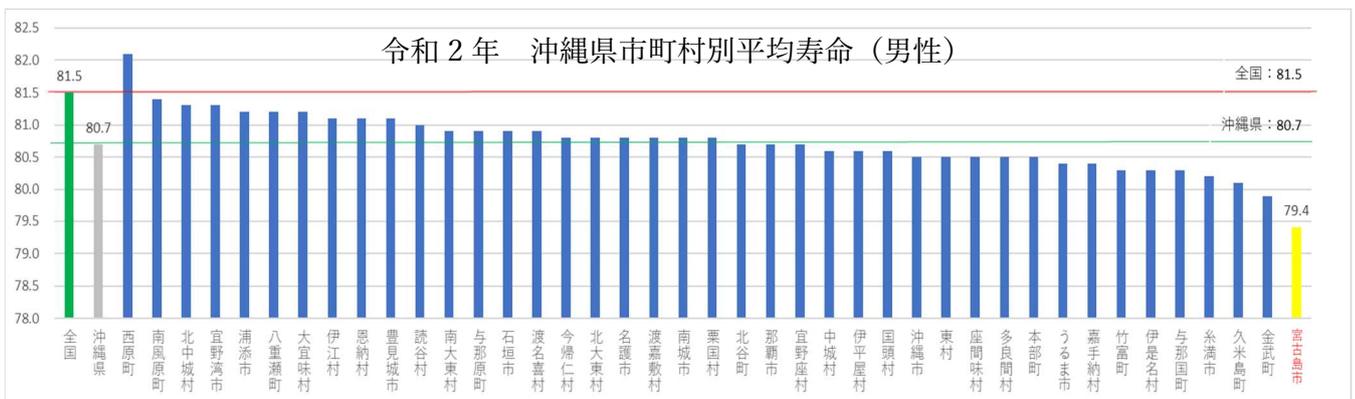
宮古島市：かんしょ
令和2年3月26日認定

5. 健康に関する状況（市の平均寿命）

令和2年の本市の平均寿命（0歳の平均余命）は、男性で79.4年（全国下位47位）となっています。全国平均より2.1年短く、沖縄県平均では1.3年短い状況となっており、県内最下位となっています。

女性は87.7年となっており、全国平均より0.1年長く、沖縄県平均では0.2年短い状況となっています。

また、本市における平均寿命の男女の差は8.3年となっており、県内で最も大きくなっています。



6. 健康に関する状況（死亡要因）

本市の主要死因では、悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患が多くなっています。主要死因のうち、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、腎不全、糖尿病、肝疾患は予防可能な疾患となっており、これらが占める割合は増加傾向にあります。

| 死因 | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2021年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 悪性新生物 | 138 | 154 | 140 | 167 | 175 |
| 心疾患 | 81 | 102 | 98 | 119 | 101 |
| 老衰 | 36 | 46 | 67 | 70 | 91 |
| 脳血管疾患 | 42 | 59 | 62 | 67 | 53 |
| 肺炎・気管支炎 | 55 | 70 | 53 | 37 | 20 |
| 不慮の事故 | 26 | 14 | 19 | 11 | 13 |
| 肝疾患 | 5 | 6 | 7 | 11 | 13 |
| 高血圧性疾患 | 2 | 6 | 3 | 8 | 13 |
| 腎不全 | 7 | 3 | 10 | 8 | 11 |
| 自殺 | 9 | 10 | 13 | 6 | 9 |
| 糖尿病 | 6 | 5 | 14 | 16 | 5 |
| 結核 | 0 | 1 | 2 | 3 | 1 |
| 胃・十二指腸潰瘍 | 4 | 5 | 2 | 2 | 0 |
| その他 | 88 | 133 | 140 | 172 | 135 |
| 合計 | 499 | 614 | 630 | 697 | 640 |

| | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活習慣病関連 | 281 | 335 | 334 | 396 | 371 |
| 死亡全体に占める割合 | 56.3% | 54.6% | 53.0% | 56.8% | 58.0% |

第3章 施策の展開

第3次食育計画においては、下記の2分野を設定し、それぞれの分野における現状と課題を踏まえながら指標を設定し取り組みます。

| 1. 健康を支える食育の推進 | | |
|--------------------|-----------------------------|---|
| 1-1 | 家庭や学校、保育所等における食育の推進 | 貢献するSDGs      |
| 1-2 | 生活習慣病の予防、改善のための食の知識の普及 | |
| 2. 持続可能な食を支える環境づくり | | |
| 2-1 | 宮古島産農畜水産物の地産地消の推進 | 貢献するSDGs       |
| 2-2 | 地域と連携した食育の推進（子ども食堂・食品ロスの削減） | |
| 2-3 | 食文化の伝承による食育の推進 | |
| 2-4 | 市民ボランティアの育成・確保 | |

1. 家庭や学校、保育所等における食育の推進



■ 現状と課題

本市は、肥満率の高さが課題となっており、児童・生徒においても、沖縄県や全国と比較して肥満傾向児が非常に多く、中でも中等度肥満・高度肥満の割合が高くなっています。子どもの肥満は、生活習慣病の発症そして健康障害へと繋がっていくことから、健康的な学校生活、将来の社会生活を営むため、家庭と連携し、食育をはじめ運動習慣等の基本的な生活習慣の確立が必要となります。

また、本市の乳幼児、児童・生徒を対象とした調査によると、朝食を毎日食べる割合は、小学生で85%、中学生で77%となっており、3歳児では96.2%となっています。中でも、小学生及び中学生においては、令和2年度から減少傾向となっています。朝食は一日を活動的に過ごすための大きな役割を果たすとともに、生活習慣病の予防にも繋がるため、子どもとその保護者が一緒になって生活習慣づくりへの意識を高め、行動する取り組みが必要です。

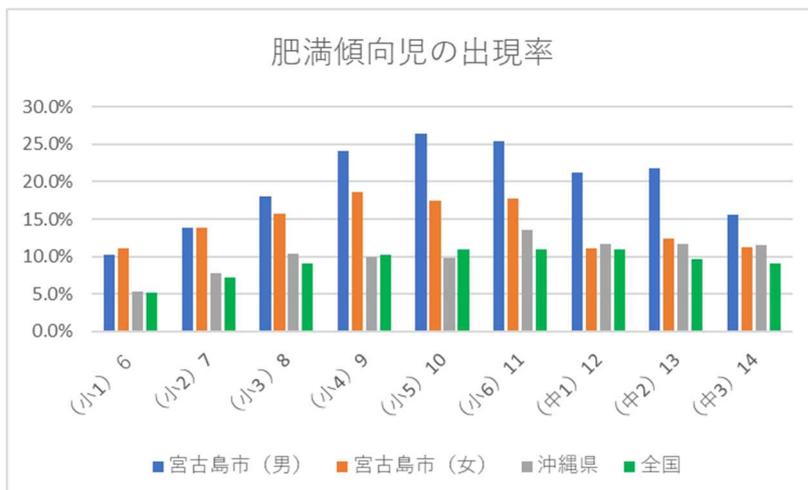
本市の子どもは、幼児期からむし歯の割合が高く、全国と比較しても未処置歯が多い状況にあります。3歳児及び6歳児においても、う蝕有病者率は高い状況にあり、幼児期からの歯の健康に対する取り組みを強化する必要があります。

■ 用語解説

肥満傾向児：性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者

う蝕：歯が浸食された部分

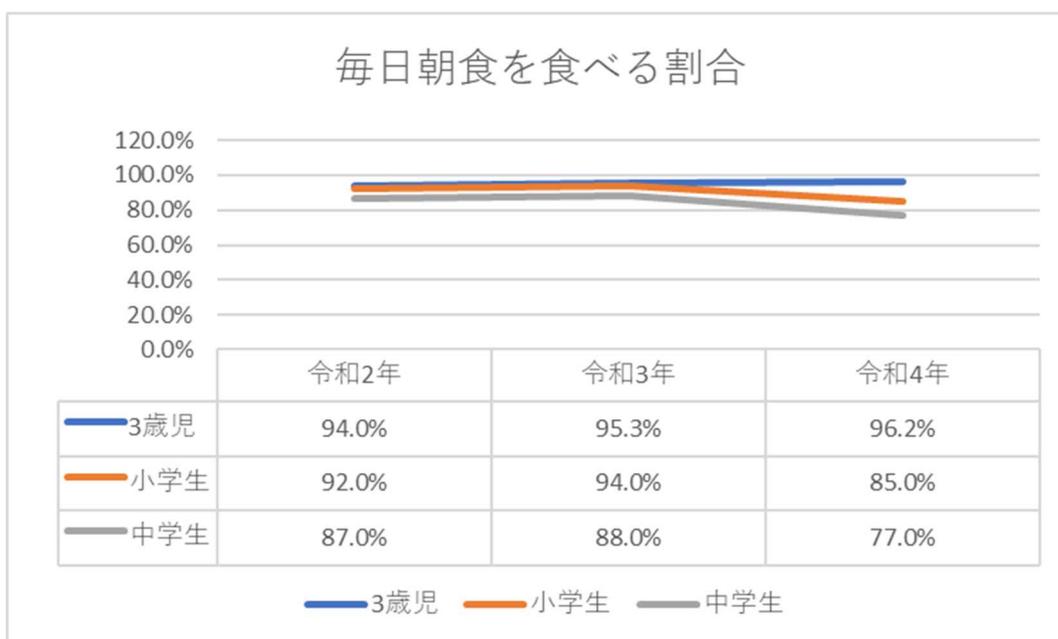
【肥満に関連するグラフ等】



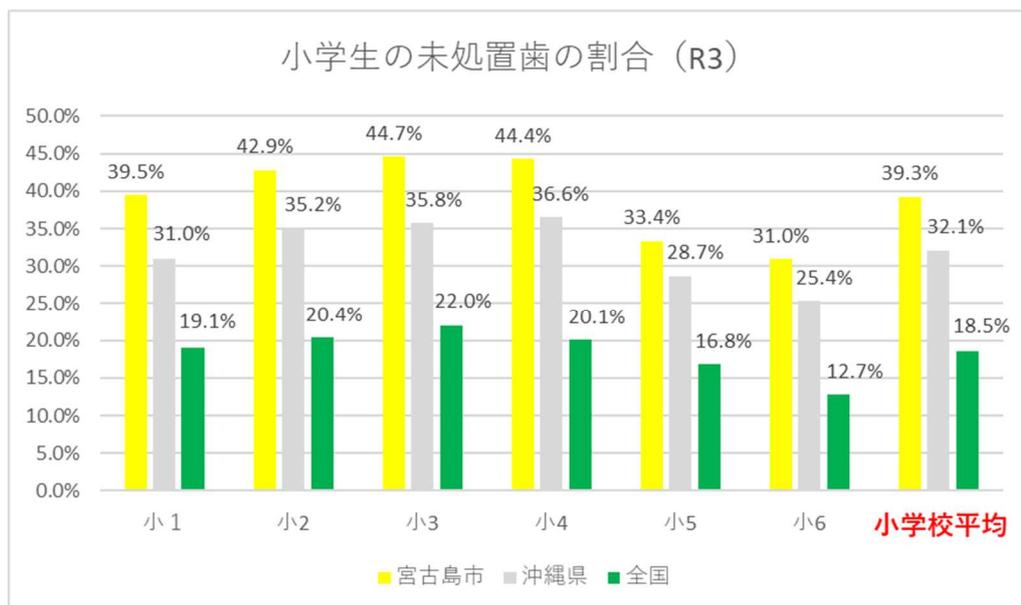
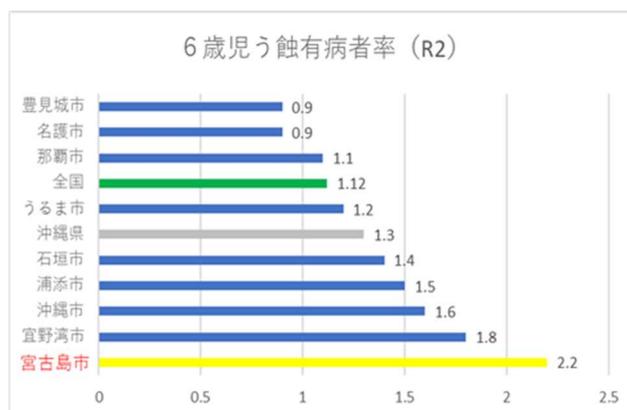
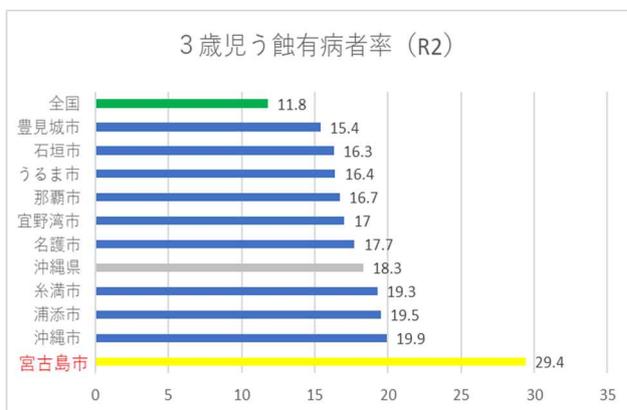
| 肥満傾向児 (20%以上) | (小1) 6 | (小2) 7 | (小3) 8 | (小4) 9 | (小5) 10 | (小6) 11 | (中1) 12 | (中2) 13 | (中3) 14 | 小学生 | 中学生 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 宮古島市 (男) | 10.3% | 13.9% | 18.1% | 24.1% | 26.5% | 25.4% | 21.3% | 21.8% | 15.6% | 17.7% | 15.6% |
| 宮古島市 (女) | 11.1% | 13.8% | 15.8% | 18.6% | 17.4% | 17.8% | 11.1% | 12.4% | 11.2% | | |
| 沖縄県 | 5.3% | 7.7% | 10.4% | 10.0% | 9.8% | 13.5% | 11.6% | 11.6% | 11.5% | 9.5% | 11.6% |
| 全国 | 5.2% | 7.3% | 9.1% | 10.2% | 11.0% | 11.0% | 10.9% | 9.7% | 9.1% | 8.9% | 9.9% |

| | 小学生 | | | 中学生 | | |
|------|------|------|------|------|------|------|
| | 宮古島市 | 沖縄県 | 全国 | 宮古島市 | 沖縄県 | 全国 |
| 軽度肥満 | 7.8% | 4.7% | 4.9% | 6.4% | 5.7% | 5.0% |
| 中度肥満 | 7.1% | 3.8% | 3.3% | 6.5% | 4.2% | 3.7% |
| 高度肥満 | 2.9% | 1.0% | 0.8% | 2.9% | 1.8% | 1.2% |

【朝食摂取に関連するグラフ】

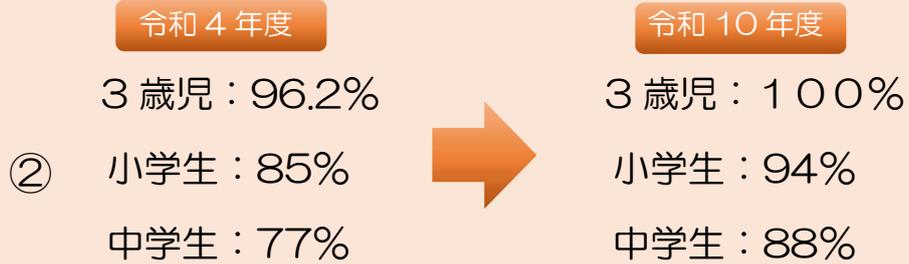
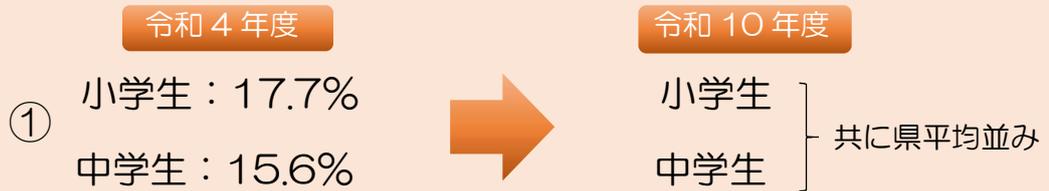


【う蝕に関連するグラフ等】



■ 指標

- ① 肥満傾向児の減少
- ② 毎日朝食を食べる子どもの割合の増加
- ③ 小学生のむし歯の減少



■ 施策の推進

- 学校での授業において、食育・生活習慣学習教材の活用を推進します。（学校教育課）
- 運動に親しむ習慣づくりを推進します。（1校1運動の推進）
（学校教育課）
- 母子手帳発行時や乳幼児健診等において、母子に対する栄養指導、栄養相談を実施します。（家庭保健課）
- 味覚や食事のバランス、朝食の重要性について市民の意識醸成を図るため、おやこの食育教室を実施します。（健康増進課・食生活改善推進員）
- 早寝・早起き・朝ご飯運動を推進します。（学校教育課・健康増進課）
- 学校にて歯科検診を実施し、歯周疾患の予防を推進します。（学校教育課）
- 乳幼児健診において、むし歯予防のための食事指導を実施します。
（家庭保健課）

2. 生活習慣病の予防・改善のための食の知識の普及



■ 現状と課題

本市における65歳未満の死亡率は県平均を下回っていますが、減少傾向にある県平均に対し、本市は2012年からほぼ横ばいとなっています。

死因となった疾患は、2021年で悪性新生物（がん）が最も多く、次に心疾患、脳血管疾患となっています。

ほとんどが生活習慣病に関連する疾患となっていることから、生活習慣病の改善に向けた肥満の改善、適正な食育の実施が重要となります。

0～65歳未満の死亡数と割合の推移

| | 宮古島市 | | | 沖縄県 | 全国 |
|-------|------|----------|-------|-----------|-----------|
| | 総死亡数 | 65歳未満死亡数 | 割合 | 65歳未満死亡割合 | 65歳未満死亡割合 |
| 2021年 | 640 | 88 | 13.8% | 14.2% | 8.7% |
| 2020年 | 697 | 101 | 14.5% | 15.0% | 9.1% |
| 2019年 | 684 | 85 | 12.4% | 15.3% | 9.2% |
| 2018年 | 664 | 100 | 15.1% | 15.8% | 9.5% |
| 2017年 | 625 | 83 | 13.3% | 16.0% | 9.8% |

宮古島市 20～65歳の死亡死因（2021年）

| | 男 | 女 |
|-------------|-----|----|
| | 人数 | 人数 |
| 悪性新生物 | 26人 | 9人 |
| 心疾患（高血圧を除く） | 12人 | 2人 |
| 脳血管疾患 | 8人 | 2人 |
| 肝疾患 | 5人 | 2人 |
| 自殺 | 2人 | 1人 |
| 糖尿病 | 1人 | 0人 |
| 高血圧性疾患 | 1人 | 0人 |
| 肺炎 | 1人 | 1人 |
| ぜんそく | 1人 | 0人 |
| 腎不全 | 1人 | 0人 |
| 不慮の事故 | 1人 | 0人 |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 0人 | 0人 |
| 大動脈瘤及び解離 | 0人 | 0人 |
| 老衰 | 0人 | 0人 |
| その他 | 7人 | 1人 |
| 合計 | 66 | 18 |

用語解説

生活習慣病：食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。

■ 指標

- ① 特定健診受診者のうち、栄養指導が必要な者に対する栄養指導割合の維持・増加
- ② 働き世代への教室・食育講話の実施

令和4年度

- ① 栄養指導：90.1%
- ② 食育講話：4回/年



令和10年度

- ① 栄養指導：90%
- ② 食育講話：4回以上/年

■ 施策の推進

- パネル展等を通して、健康教育などによる正しい知識の普及・啓発を図ります。（健康増進課）
- 働き世代（18～64歳）を対象に食育教室を実施します。（健康増進課）
- 特定健診受診者への保健指導・栄養指導を実施します。（健康増進課）
- 特定健診の受診率を向上させ、生活習慣病の発症を予防します。（健康増進課）

1. 宮古島産農畜水産物の地産地消の推進



■ 現状と課題

本市は、沖縄県内でも広大な耕地面積を有しており、7つの品目にて県の戦略品目の認定を受けるなど、多様な農産物が生産されています。

また、肉用牛生産については、子牛の生産地として定着しているほか、水産業としては、漁船漁業や養殖業など多様な形態が展開されるなど、農畜水産業の振興については、各種の補助事業を導入し支援を行っています。

地産地消の推進にあたっては、令和3年度より産業振興局を設置し、市で生産される農畜水産物の地産地消を推進するため、まずは学校給食での取り扱いや市内の加工事業者への支援等、取り組みを推進しています。

近年は、気候変動や社会情勢の変化等により、経済循環や食糧安全保障の観点から地産地消の重要性が高まっていることから、本市農畜水産物の生産振興と併せて、今後も取り組みを推進する必要があります。

用語の解説

地産地消：地域で生産された農林水産物をその生産した地域内において消費する取り組み。



◆宮古島産マンゴー（栽培）



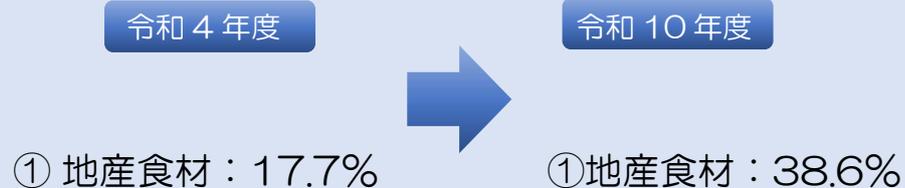
◆初競り（1月）



◆カツオ漁の様子

■ 指標

①学校給食への地産食材の活用促進



■ 施策の推進

- 児童・生徒に対し、食材の生産や調理に関わる人や過程について知る機会として「みゃーく食材の日」を設け、食農教育を推進します。（産業振興課）
- 拠点産地認定品目をはじめとする地元農畜水産物を学校給食に積極的に活用します。（学校給食共同調理場・産業振興課）
- パヤオ祭りやゴーヤーの日等における各種イベントを通して食育の推進に取り組みます。（各漁業協同組合、JAおきなわ、農政課、水産課、畜産課）
- 宮古島産豚肉の学校給食での活用に向け、食肉センターの体制を強化します。（畜産課）
- 本市で生産される農畜水産物の生産振興を図ります。（農政課・畜産課・水産課）
- 稚魚、稚ウ二等の放流体験の実施や地域食材の活用を推進します。（水産課）

- 保育所や認定こども園において、季節の地域食材を活用した献立を作成するとともに、給食だよりを通して食の大切さについて普及啓発を図ります。（子ども未来課）
- 校内にある菜園を活用し、生産農家と栽培体験を行う等、学校における農作業体験を推進します。（農政課・学校教育課・JAおきなわ）
- 特売所の販売品目の充実、安定的な供給など、地場産物を積極的に購入できる体制を整えます。（JA おきなわ「あたらす市場」）

学校給食における宮古島市産食材利用率の推移

単位：％

| | 平良 | 城辺 | 上野 | 下地 | 伊良部 | 全体平均 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 2020 (R2) | 11.8 | 11.5 | 12.7 | 10.4 | 4.1 | 11.1 |
| 2021 (R3) | 17.6 | 15.5 | 20.6 | 18.9 | 19.7 | 17.6 |
| 2022 (R4) | 15.9 | 21.8 | 25.8 | 18.1 | 18.9 | 17.7 |

単位：％

| | 野菜 | 内冷凍野菜 | 果実 | 畜産物 | 水産物 | 全体平均 |
|-----------|------|-------|-----|------|------|------|
| 2021 (R3) | 19.8 | 72.9 | 5.6 | 16.8 | 22.3 | 17.6 |
| 2022 (R4) | 22.0 | 78.1 | 2.3 | 1.6 | 32.0 | 17.7 |

2. 地域と連携した食育の推進（子ども食堂・食品ロスの削減）



■ 現状と課題

近年、経済的な理由や、家族そろってご飯を食べる事が難しい子ども達に対して、無料や定額にて食事を提供する「子ども食堂」の取り組みが展開されています。

子ども食堂は、子どもにとっての共食の機会の確保、地域コミュニティの中での居場所の提供等、食育推進の観点も含め多くの役割を有していることから、食堂運営に向けた取り組みは重要となります。

また、地域の人から食糧の寄付を受け付け、生活が困窮している方々へ提供する活動として、フードバンク事業を宮古島市社会福祉協議会にて行っています。

生活困窮世帯への支援と合わせ、本事業は食品ロスを削減する取り組みも担っており、食べ物の大切さや無駄を無くすといった食育の観点からも取り組みは重要となります。

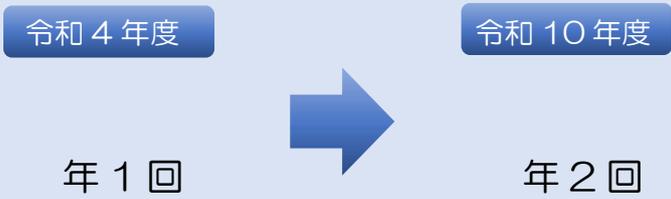
用語の解説

子ども食堂：貧困家庭や孤食の子どもに対して、地域住民のボランティアや自治体が主体となり、子ども一人で利用できる、無料、又は安価で栄養のある食事や共食を提供する場。

フードバンク：安全に食べられる食材が様々な理由により流通に出すことができない食品を企業等から寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

■ 指標

フードドライブの実施回数の増加（市役所）



■ 施策の推進

- 宮古島市社会福祉協議会と連携し、食品ロスの削減の観点からも、フードバンク事業を推進します。（生活福祉課）
- 子ども食堂への支援を継続し、地域と連携した食育を推進します。（家庭保健課）

用語の解説

フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、必要とする地域のフードバンク等の生活困窮支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動。

◆フードドライブ広報チラシ



3. 食文化の伝承による食育の推進



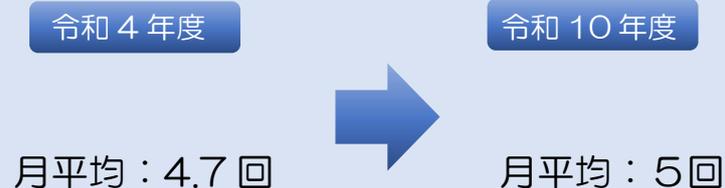
■ 現状と課題

食文化の伝承は人と人との絆を育み、地域への思いを強める役割を果たします。これまでも、地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食への活用や郷土料理レシピの普及が行われています。

このような取り組みを今後も継続し、食文化の伝承に取り組むことが重要です。

■ 指標

学校給食における郷土食の提供回数の増加



■ 施策の推進

- 市の広報誌等に郷土料理や行事食のレシピを掲載し、食文化の普及啓発を推進します。（宮古島市食生活改善推進員協議会）
- 学校給食へ地域の郷土料理を取り入れ、食を通して児童・生徒へ郷土料理の普及、啓発を図ります。（学校給食共同調理場）
- 地域の女性を対象とした味噌づくりや地域食材を活用した講習会を開催します。（JA 女性部）

4. 市民ボランティアの育成・確保

■ 現状と課題

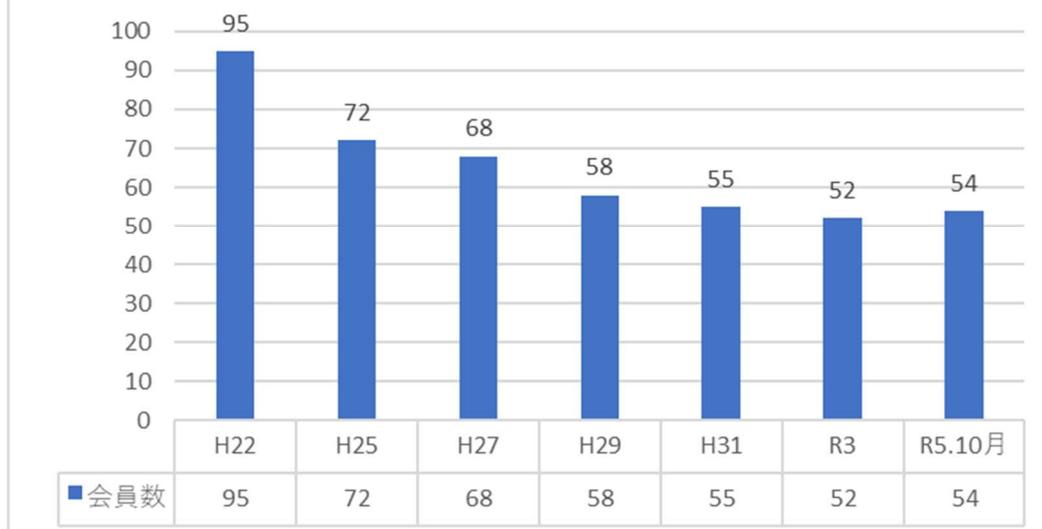


市民の健康づくりや食育の推進にはサポート体制の強化が必要となります。

本市では、地域住民が自主的に食生活の改善に取り組む食生活改善推進員と、運動の普及や健診の受診勧奨を行う健康づくり推進員により市民のサポート体制を構築していますが、生活様式の多様化やボランティア会員の減少、高齢化等により、活動規模の縮小を余儀なくされている状況にあります。

このことから、今後も地域で活動するボランティアの育成と普及啓発活動等を通して、各推進員を確保する取り組みが重要になります。

宮古島市食生活改善推進員の推移（2年おきに育成）

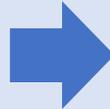


■ 指標

食生活改善推進員の増加

令和3年度

52人



令和10年度

61人

■ 施策の推進

- 健康づくり推進員、食生活改善推進員の育成を図ります。（健康増進課）
- 養成講座を通して食生活改善推進員の確保を図ります。（健康増進課）
- 食生活改善推進員協議会の取り組みを推進します。（健康増進課）

用語の解説

食生活改善推進員：

地域住民が自主的に食生活の改善に取り組めるよう普及啓発活動などを行うボランティア。



○宮古島市食育推進会議条例

平成22年10月1日

条例第27号

改正 平成25年3月27日条例第7号

平成28年9月30日条例第35号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、宮古島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、推進会議の承認を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会における審議経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、農林水産部農政課において処理する。

(平25条例7・平28条例35・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

宮古島市食育推進計画推進会議 委員名簿

| | | 氏名 | 役職 | 所属機関・団体 | 備考 |
|----|-----|--------|----|---------------------------------|----|
| 1 | 会長 | 石川 博幸 | 部長 | 農林水産部 | |
| 2 | 副会長 | 湧川 博昭 | 課長 | 市民生活部 健康増進課 | |
| 3 | 委員 | 島尻 勝彦 | 課長 | 農林水産部 農政課 | |
| 4 | 委員 | 川満 秀盛 | 課長 | 農林水産部 畜産課 | |
| 5 | 委員 | 砂川 智男 | 課長 | 農林水産部 水産課 | |
| 6 | 委員 | 外間 文彦 | 課長 | こども家庭局 家庭保健課 | |
| 7 | 委員 | 石嶺 聡 | 課長 | こども家庭局 こども未来課 | |
| 8 | 委員 | 友利 和代 | 課長 | 福祉部 生活福祉課 | |
| 9 | 委員 | 善平 勝 | 課長 | 福祉部 高齢者支援課 | |
| 10 | 委員 | 与那覇 周作 | 課長 | 教育部 学校教育課 | |
| 11 | 委員 | 平良 勝彦 | 課長 | 教育部 学校給食共同調理場 | |
| 12 | 委員 | 西里 安博 | 課長 | 産業振興局 産業振興課 | |
| 13 | 委員 | 下地 善郎 | 班長 | 宮古農林水産振興センター 農業改良普及課 普及企画班 | |
| 14 | 委員 | 友利 邦子 | 班長 | 沖縄県宮古保健所 健康推進班 | |
| 15 | 委員 | 小祿 初美 | 会長 | 沖縄県栄養士会 宮古部会 | |
| 16 | 委員 | 宜保 律子 | 会長 | 学校栄養士会 宮古ブロック | |
| 17 | 委員 | 外間 千枝子 | 会長 | 宮古島市食生活改善推進協議会 | |
| 18 | 委員 | 下地 亨 | 店長 | J Aおきなわ宮古地区営農振興セ ンター（あたらす市場） | |
| 19 | 委員 | 池間 紋子 | 部長 | J Aおきなわ宮古地区女性部 | |

第3次宮古島市食育推進計画

令和6年3月

担当：宮古島市農林水産部農政課

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

TEL.0980-79-7813（直通） FAX.0980-79-7816